

中学・高校生のみなさんへ

自転車のルール違反は損するよ

損をしたくない人は、読んでください。

著作 京都府自転車安全利用推進員第 1835 号
じてんしゃ交通研究部

写真 SAOTOME 早乙女 英雄



中学・高校生のみなさんへ

自転車のルール違反は損するよ

損をしたくない人は、読んでください。

著作 京都府自転車安全利用推進員第 1835 号
じてんしゃ交通研究部

写真 SAOTOME 早乙女 英雄



はじめに

中学・高校生のみなさん。

質問です。

次のことができますか？出来ませんか？

○今すぐ保護者の方に、

「明日1万円を捨てなければならぬので、1万円をください」と言って、1万円をもらってください。



解答・解説

○1万円をもらえた人、または、もらえる人

この本は、あなたの役に立ちませんから、この本のことは忘れてください。

○1万円をもらえなかった人、または、もらえない人

この本は、きっとあなたの役に立ちます。しっかりと読んでください。そして、読み終わったら、保護者の方にも読んでもらってください。

目次

はじめに.....	1
1.交通事故は必ず起きている.....	3
2.交通事故を起こす確率.....	5
3.どっちがどれだけ悪い！？.....	6
さて、ここからのお話、重要です(学校のテストには出ませんが).....	7
どれくらい損するかの実例.....	9
4.卒業できない・就職できない！？.....	11
さらに、こんなことになるかも！？.....	13
5.こうすれば、損しない.....	14
あとがき.....	16

1. 交通事故は必ず起きている

みなさん、交通事故って、どれぐらい発生しているか知っていますか？

問題

日本全国で、平成25年中に発生した交通事故は、推計何件ぐらいでしょう？

- A:約1万1千件
- B:約7万9千件
- C:約33万件
- D:約62万9千件
- E:約440万件



さて、正解はどれでしょう？

解答・解説

D:約62万9千件

みなさんの多くは、Dを選んだのではないのでしょうか。

確かに、この数字は、警察庁が発表している、日本全国の平成25年中の交通事故の件数です。

しかし、警察が公表する交通事件数は、人身事故(当事者が怪我をした場合の事故)だけを集計しています。

いわゆる、**物損事故**(物件事故:当事者の怪我はなく、物の損害だけが発生した事故)は、**公表数字には含まれていません。**



ですから、Dは不正解。

**正解は、
E:約440万件！**

物損事故の件数は、一部の警察署で任意に公表されており、その統計を参考に推計すると、警察が公表している交通事故件数(人身事故件数)の約6倍の物損事故が発生しています。

したがって、Eが正解。

さらに言えば、交通事故が発生しても、人によっては、警察に届け出ない場合もありますから、実際の件数はこれよりも多くなります。

A:約1万1千件

これは、京都府警察本部が公表した、京都府下の平成25年中の交通事故(人身事故)件数です。

B:約7万9千件

これは、京都府下の平成25年中の物損事故を含んだ交通事故の推計件数です。

C:約33万件

これはでたらめな数字です。

2. 交通事故を起こす確率

日本全体で年間約440万件、京都府下では年間7万9千件。

みなさんが、交通事故にあう確率は、

日本全体で**6.9%**

京都府下で**6.0%**

みなさんの学校で、一クラスが30人～35人くらいであれば、
クラスで1～3人は交通事故に遭っているということになります。

この確率は1年間のものです。

今年が大丈夫でも、来年、
来年が大丈夫でも、再来年、
毎年、交通事故に遭う確率はあります。

あなたが学校を卒業しても、進学しても、就職しても、
大人になっても、交通事故に遭う確率はあります。

ですから、交通事故を起こしても、仕方がないと思ってください。
当然と思ってください。

**大切なのは、交通事故が起きた直前と直後の、あなたの行動
です。**

さて、だんだんとお話は本題に近づいてきました！
次に、交通事故が起きるとどうなるかをお話しします。

3. どっちがどれだけ悪い！？

交通事故を起こすとどうなるか？
交通事故を起こすと、
第一は『どっちが、どれだけ、悪い！』ということです。



交通事故は、当事者(事故を起こした者)同士が、何らかの過失(失敗)があったから起こるものです。

では、どのような過失(失敗)があったのかは、何を判断基準にするのでしょうか？

ここで、**法律**(ルール)が登場します。

交通事故で、どちらがどれだけ悪いかは、法律(ルール)違反をいくつしていたかで決まります。

ルール違反が多いほど、悪者になります。
重大な違反があれば、さらに悪者になります。

このように判断し、当事者のどちらが、どれだけ悪者であるかを数値(数字)で表します。

これを、**過失割合**(かしつわりあい)といいます。

この過失割合が多いほど悪者扱いです。

具体的には、2対8(にーたいはち／につぱち)とか、4対6(よんたいいろく／しぶろく)などと表現されます。

さて、ここからのお話、重要です (学校のテストには出ませんが)

例をあげてお話しします。

ちょっと難しいので、ゆっくり読んでね。

あなたは、自転車に乗っていて、交差点で自動車と衝突しました。

あなたの自転車は前輪が曲がってしまい、

相手の自動車は表面がへこんでしまったとします。



そして、

あなたと自動車運転手との過失割合が2対8になったとします。

2対8ということは、相手が8割悪い、ということです。

この場合、あなたの自転車の損害額(修理代)と相手の自動車の損害額(修理代)の合計のうち、

あなたが2割支払い、相手が8割支払う、ということになります。

具体的な数字に置き換えてみましょう。

あなたの自転車の修理代 8,000円とします。

相手の自動車の修理代 90,000円とします。

合計 98,000円

このうち、あなたが支払うお金は、

98,000円×2割＝19,600円

相手が支払うお金は、
 $98,000円 \times 8割 = 78,400円$

ここで、「なんか変だなー？」と思われた方、いますか？

少なくとも著者はヘンだなーと思います。

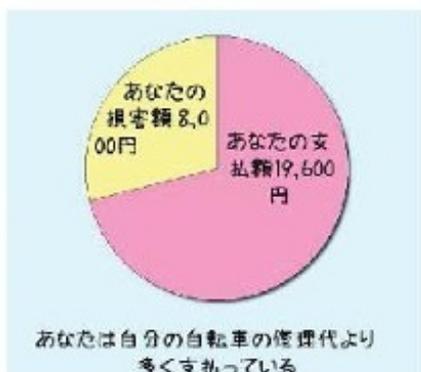
なぜなら、**過失割合は2対8**で、圧倒的に相手の方が悪いのです。



しかし、それぞれの修理代と、実際に支払うお金の関係を見ると、

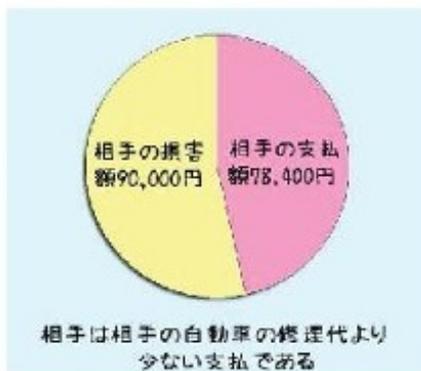
あなたは、

自分の自転車の修理代(損害額)は8,000円であるにもかかわらず、**支払うお金は、修理代の倍以上**の19,600円。



相手は、

相手の自動車の修理代(損害額)は90,000円であるにもかかわらず、**支払うお金は、修理代より少ない**78,400円。



相手の方が過失割合8割で、悪者であるにもかかわらず、この事故において、お金のことでは、**あなたが損していることになる**のです。

この例の場合、たとえ過失割合が「1対9」であったとしても、あなたの方が損します。

この例の場合、あなたは、過失が「0」、すなわち過失割合「0対10」。あなたは無過失(あなたに失敗は無かった)でなければ、あなたの方が損な立場になります。

どれくらい損するかの実例。

いままでと**金額の単位が違いますよ**-----!

4. 043万円

男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。

(東京地方裁判所、平成17年9月14日判決)

5. 438万円

男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。

(東京地方裁判所、平成19年4月11日判決)

6. 779万円

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

(東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)

9. 266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)



9. 521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

以上、日本損害保険協会「自転車の事故」P6より引用

あなたの失敗(交通ルール違反)で、これだけのお金を捨ててしまうこととなります。

「はじめに」のページで、1万円であっても、あなたは保護者からもらうことが出来ませんでしたよね。

ましてや数千万円というお金。

あなたは、保護者に支払ってもらうこととなります。

損しますよ、だけでは済まないでしょ。

場合によっては、**あなたの保護者が破産・夜逃げ**してしまいますよ。

4. 卒業できない・就職できない!?

事故を起こした時、どちらが、どれだけ悪いか。これは事故の相手との話。一般的に、**民事上の責任**とといいます。

さて、ここでは、交通事故の時の、法律(ルール)違反そのものについてお話します。一般的に**刑事上の責任**と言われているものです。

たとえば、**罰金**5万円とか、3か月以下の**懲役**とか、これのことです。

刑事上の責任は、単に、法律違反をしたかどうかという話です。

一つでも法律違反があれば、罰を覚悟してください。

ここからが重要
テストに出ませんが、重要。
もし罰金になってしまったら、どうなるか？

○**停学・退学になる場合があります。**

学校によっては、罰金などの処分がされた場合、**停学・退学**などの処分を定めていることがあります。

大至急、校則などを確認しましょう。

次に、

○**将来、次のような職業を目指している方、望みが叶えられない可能性があります。**

A. 医師 B. 歯科医師 C. 薬剤師 D. 看護師



E. 理学療法士 F. 作業療法士 G. 保育士
H. 保健師 I. 助産師 J. 調理師 K. 公務員
など。



それぞれの職業資格の法律で、
罰金以上の刑、禁固以上の刑、などに処せられた人は、
上記の資格が取得できない場合があります。
あるいは、取得後であっても、資格のはく奪(資格免許の取り消し)の
可能性があります。

交通ルール(法律)違反が損をする二つ目のお話でした。

ここで、「なんか変だなー?」と思われた方、いますか?

「わたしたち、中学生や高校生は、未成年だから、罰せられないはずだ
けど?」

そうですね。未成年のひとは、少年法という法律で保護することが決
められていますね。

でも、考えが甘い!!!!

忠告します。

中学・高校生のあなたが、「未成年は罰せられない」を主張すべきでは
ありません。

「未成年は罰せられない」は、あなたの保護者が主張すべき内容です。

忠告します。

「中学2年生以上」のあなた。決して、「罰せられない」と断言はできません。

中学2年生以上（厳密には14歳以上）の場合、事故の内容によっては、大人と同じ扱いになる場合があります。

忠告します。

今、大学生は、ドンドンお巡りさんに捕まっています。検挙されています。交通ルール違反が、損になることが、身についていません。

だからこそ、中学・高校生のうちに、交通ルール違反が「損になる」ことをマスターしておかなければ、

大学生・大人になってからでは、遅いのです。遅すぎるのです。

さらに、こんなことになるかも！？

高校生で、バイク免許・自動車免許をすでに取得している場合、

自転車の交通ルール違反で、

バイク免許・自動車免許が停止・取り消しになる可能性もあります。

すでに大人が自転車の交通ルール違反で免許になった実例があります。

平成23年5月大阪府 中型車免許、
二輪車免許 180日免許停止

平成24年5月奈良県 中型車免許
150日免許停止



5. こうすれば、損しない

もちろん絶対損しない、とは言い切れませんが、損をする可能性を最小限に抑え、損する金額も最小限に抑える方法です。

事故を起こす確率6.9%。この確率を、グーンと下げる方法。

過失割合を、少しでも低くする方法。

あなたが、あなたの保護者が、出来るだけお金を払わない方法。

罰せられない方法。



やることは単純です。

交通ルールを**知**ること。

交通ルールを**守**ること。



でも、**難しく感じる**ことでしょう。なぜなら、

正しいルール・マナーがわからないから。

交通ルールを**真面目に守るとき**の**恥ずかしい**という気持ち。

交通ルールを**真面目に守るとき**に**面倒だ**と思う気持ち。

とても重要・・・

交通ルールを真面目に守るときの、
恥ずかしさ、
邪魔くさい気持ち、
面倒だと思ふ気持ち。

いずれも、著者自身も感じています。

しかし、この気持ちこそが、
事故を起こしたり、
過失割合が多くなったり、
お金をたくさん支払うような損をしたり、
お巡りさんに目をつけられ罰を受けることになる原因です。

交通事故を起こす直前にはこの気持ちが湧き出ています。
直後にもこの気持ちが出ている人は確実に大損します。
このような気持ちが、損する原因の一番であると著者は感じます。

おしまい。

追伸

この冊子では、「自転車のルール違反は損するよ」の主旨で書きました。
交通ルールを「正しく」知ることなど、「こうすれば、損しない」の詳細については、**別の冊子でお話**いたします。

新しい情報・冊子を確実に入手されたい方は、著作・発行元:じてんしゃ交通研究部のホームページ(巻末掲載)をチェックしてください。

あとがき

この冊子は、京都府自転車安全利用推進員である著者が、自転車の安全利用を啓蒙し、交通事故を減らしたい思いで、その活動の一環として制作し、配布するものです。

この冊子が、中学生・高校生ならびに保護者の方に、少しでもお役に立てれば幸いです。



複製・転載等は、事前許可必須

中学・高校生のみなさんへ「自転車のルール違反は損するよ」 平成26年7月8日初版

制作・著作 京都府自転車安全利用推進員第1835号
じてんしゃ交通研究部 <http://stb-ll.webnode.jp/>

写真協力 SAOTOME 早乙女 英雄

ビジトリーフォト <http://www.busitry-photo.info/>

イラスト協力 イラストAC <http://www.oc-illust.com/> いらすとや <http://www.irosutoya.com/>

ビジソザ <http://bsoza.com/> 来夢来人 <http://www.civilink.net/>

HeartRails Graph <http://graphheartrails.com/> はかないジェネレーター <http://hgn.ci/>

引用文献 「知っていますか？自転車の事故 ～安全な乗り方と事故への備え～」

一般社団法人日本損害保険協会 <http://www.sorpo.or.jp/>

参考文献 交通事故発生状況(警察庁)

<http://www.rpa.go.jp/toukei/koutuu48/home.htm>

その他各地方警察署ホームページ



道路標識クイズ

標識の意味、わかりますか？

自転車に乗るときに関係のあるものはどれでしょう？

標識の『裏』の意味がわかりますか？